硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度			
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録	
連続確認装置を備える硫黄酸化物放出低減装置			
硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録	
硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差			
燃料油燃焼装置の負荷			
硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度	一万秒に三回以上	記録装置による記録	
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率			

三　（略）

2　（略）

3　洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一　（略）

二　前号イからハまでの事項を一万秒に百十一回以上の頻度で記録することができるものであること。

三　第一号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

四　（略）

（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に船舶所有者又は船舶所有者から硫黄酸化物放出低減装置の設置を請け負った者に対し引き渡された硫黄酸化物放出低減装置であって、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置されたものの技術上の基準については、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該硫黄酸化物放出低減装置につき施行日以後にその全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該硫黄酸化物放出低減装置にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該硫黄酸化物放出低減装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）を行ったときは、この限りでない。

硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度			
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録	
連続確認装置を備える硫黄酸化物放出低減装置			
硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録	
硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差			
燃料油燃焼装置の負荷			
硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度	一万秒に三回以上	記録装置による記録	
排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度			

三　（略）

2　（略）

3　洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一　（略）

（新設）

二　前号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

三　（略）

（略）